

会議の公開等について

令和2年1月22日

事務局

1. 会議は原則公開とし、傍聴については、検討会の運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。
2. 議事要旨については、原則として会議の1週間以内に作成し、公開する。
3. 議事録については、原則として会議終了後1ヶ月以内に作成し、公開する。
4. 配付資料は原則として公開する。
5. 検討会開催日程については、事前に周知するものとする。
6. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについての判断は、検討会座長に一任するものとする。